日本水道協会水道用品検査規程 対比表

改正前	改正後	備	考	
日本水道協会水道用品検査規程	日本水道協会水道用品検査規程	<改正の要点>		
		①「日本工業規格	引から「	日本
昭和9年11月第3回総会議決	昭和9年11月第3回総会議決	 産業規格」への変	₹番	
昭和 13 年 1 月 15 日改正	昭和 13 年 1 月 15 日改正	生来規格」への変	と 史	
昭和27年1月1日改正	昭和27年1月1日改正			
昭和 37 年 6 月 21 日改正	昭和 37 年 6 月 21 日改正			
昭和 45 年 9月 3日改正	昭和 45 年 9月 3日改正			
昭和 48 年 1 月 31 日改正	昭和 48 年 1月 31 日改正			
昭和 59 年 10 月 4 日改正	昭和 59 年 10 月 4 日改正			
昭和 61 年 10 月 1 日改正 平成 9 年 2 月 12 日改正	昭和 61 年 10 月 1 日改正 平成 9 年 2 月 12 日改正			
平成 9年 2月 12 日欧正 平成 20年 10月 24 日改正				
平成 20 年 10 月 24 日 改正 平成 30 年 3 月 30 日改正	平成 30 年 3 月 30 日改正			
	令和4年1月6日一部改正			
第1条 この規程は、日本水道協会(以下、本協会という。)が水道用品の検査を	第1条 この規程は、日本水道協会(以下、本協会という。)が水道用品の検査を			
行うため、これに必要な事項を定めることを目的とする。	行うため、これに必要な事項を定めることを目的とする。			
第2条 検査の基準は、次の各号による。	第2条 検査の基準は、次の各号による。			
(1) 日本工業規格	(1) 日本 工業 産業規格			
(2) 日本水道協会規格	(2) 日本水道協会規格			
(3) 注文者の承認する仕様書	(3) 注文者の承認する仕様書			
2 検査は、前各号に基づき、本協会水道用品検査通則(以下、検査通則とい				
う。)及び検査施行要項によって行う。	う。)及び検査施行要項によって行う。			
プ。 / 及び根底間安保によって同り。	プ。 / 及び限旦旭日安保によって日 /。			
第3条 前条第2項の検査通則及び検査施行要項の制定及び改正は、検査事業委	第3条 前条第2項の検査通則及び検査施行要項の制定及び改正は、検査事業			
員会の議を経て、理事長がこれを定める。	委員会の議を経て、理事長がこれを定める。			
第4条 検査申込者は、検査申込書を提出し、検査手数料を納付しなければなら	第4条 検査申込者は、検査申込書を提出し、検査手数料を納付しなければなら			
ない。	ない。			
第5条 検査手数料は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。	第5条 検査手数料は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。			

改正前	改正後	備	考
ただし、軽易な検査手数料については、検査事業委員会の議を経て、 理事長がこれを定めることができる。	ただし、軽易な検査手数料については、検査事業委員会の議を経て、 理事長がこれを定めることができる。		
第6条 検査の結果、合格と認めたものについては、検査証印を明示する。 ただし、本協会が別に定めるところにより承認した検査工場については、 検査証印の検査前表示をすることができる。 2 検査証印は、本協会の徽章を用いる。	第6条 検査の結果、合格と認めたものについては、検査証印を明示する。 ただし、本協会が別に定めるところにより承認した検査工場について は、検査証印の検査前表示をすることができる。 2 検査証印は、本協会の徽章を用いる。		
第7条本協会は、検査日報を作成する。	第7条 本協会は、検査日報を作成する。		
第8条 本協会は、検査合格品について品質適合証明書を発行する。 2 検査申込者は、品質適合証明書の再発行を依頼をすることができる。 この場合は、別に定める手数料を納付しなければならない。 第9条 検査申込書、検査日報、及び品質適合証明書等の様式については、別に	第8条 本協会は、検査合格品について品質適合証明書を発行する。 2 検査申込者は、品質適合証明書の再発行を依頼をすることができる。 この場合は、別に定める手数料を納付しなければならない。 第9条 検査申込書、検査日報、及び品質適合証明書等の様式については、別に		
定める。	定める。		
第10条 検査のため、旅費を要する場合は、検査申込者の負担とし、これを本協会に支払うものとする。 2 旅費の算定については、本協会旅費規程及び検査旅費要綱の定めるところによる。	協会に支払うものとする。		
付 則 この規程は、昭和 62 年 3 月 1 日から施行する。	付則この規程は、昭和62年3月1日から施行する。 付則この規程は、平成9年4月1日から施行する。 付則この規程は、平成20年11月1日から施行する。 付則この規程は、平成30年3月30日から施行する。 付則この規程は、令和4年7月1日から施行する。		